

令和6年度 五島市競争入札参加資格審査申請書提出要領 (建設工事)

令和6年度に五島市が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、次の要領により資格審査申請書を提出してください。

1 申請書の提出期間

令和6年1月4日(木) 令和6年1月31日(水)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(土・日曜日、祝日、平日の正午から午後1時まで、及び火曜日の午前8時30分から正午までは、財政課窓口での受付は行いません。)

※ 随時の受付は行っていませんので提出期間中に必ず提出してください。

2 提出場所

〒853-8501

長崎県五島市福江町1番1号

五島市役所 総務企画部 財政課契約管財班

TEL 0959-72-6111 (内線275)

FAX 0959-74-1994

3 提出方法

- 郵送 (令和6年1月31日消印有効)
- 持参
- 電子申請

電子申請で提出する場合は、提出書類のデータ(紙の書類をスキャンしたPDFファイル若しくはWord又はExcelファイル)を添付して送信してください。

なお、容量が大きい場合には、複数回に分けて送信してください。

https://apply.e-tumo.jp/city-goto-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3355

4 有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(1年間)

5 申請書の提出資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者でないもの
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という)第3条第1項の許可を受けた者
- (3) 法第27条の29の規定による総合評定値の請求を行っている者
- (4) 五島市税並びに消費税及び地方消費税の未納がない者

- (5) 総合評定値通知書及び経営規模等評価結果通知書の項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」、の3項目について、いずれも「無」に該当しない者であること。

6 提出書類

「別紙 提出書類一覧（建設工事）」に掲げる書類一式を、市販のA4判フラットファイルに番号順に綴じ込んでください。

※ フラットファイルは、留め具等に金属類が使用されていないものを使用し、背表紙に業者名を記載してください。なお、フラットファイルの色の指定はありません。

※ 市様式については五島市ホームページに掲載しています。

（トップページ > 事業者向け情報 > 入札・契約情報・登録業者 > 競争入札参加資格審査申請 > 建設工事・建設コンサルタント業務（五島市競争入札参加資格審査申請））

7 受付・登録の確認

- (1) 郵送申請で受付確認が必要な場合は、返信用封筒（84円切手貼付）を添付してください。

※ ハガキ不可

- (2) 電子申請で受付確認が必要な場合は、問い合わせ先メールアドレス宛に「受付票必要」の旨、ご連絡ください。

- (3) 登録確認は、五島市ホームページに掲載する入札参加資格者名簿で行ってください（令和6年3月末頃に掲載予定）。

※ 資格認定通知等は送付しません。

8 登録内容の変更

申請後に内容変更が生じた場合は、競争入札参加資格審査申請書変更届により届出をお願いします。また、申請書提出後に新しい経営事項審査を受けた場合及び建設業の許可等の更新を行った場合は、更新後の通知書を必ず提出してください。

○競争入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）の添付書類一覧表

変更内容		提出書類				
		変更届	委任状 (様式3)	使用 印鑑届 (様式4)	登記簿 謄本 (写し可)	建設業許可上の 変更届出書(様式 22号の2)の写し
本 社 (本店)	社(店)名	○	○		○	○(市内業者のみ)
	代表者	○	○		○	○(市内業者のみ)
	所在地	○			○	○(市内業者のみ)
	使用印鑑	○		○		
	電話・FAX・メール	○				
委任先	受任者	○	○			○(市内業者のみ)
	所在地	○				○(市内業者のみ)
	使用印鑑	○		○		
	電話・FAX・メール	○				
建設業の許可等		○	通知、証明書又は届出の写し			
経営事項審査結果		○	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し			

次の変更については、市内業者(五島市内に本店又は支店等を有する者)のみ提出してください。

変更内容	変更届	提出書類
営業所の専任技術者	○	専任技術者証明書の写し
営業所の有資格技術者	○	変更後の技術者名簿(様式7)

別紙 提出書類一覧（建設工事）

番号	提出書類	摘要
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事） （様式1-1、1-2）	中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式でも可とします。 様式1-1：濁点、半濁点は1字分と扱ってください。申請日現在における状況を記入してください。
2	営業所一覧表（様式2）	中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式でも可とします。
3	委任状（様式3）	本社以外（支店等）に契約権を委任する場合に提出してください。
4	使用印鑑届（様式4）	委任する場合の使用印鑑は、受任者が使用する印を押印してください。 ※印影が鮮明でない場合は、再度送付を依頼する場合があります。
5	建設業の許可通知書又は許可証明書の写し	通知書については有効期限内のものを提出してください。
6	専任技術者証明書の写し ※市内業者（五島市内に本店又は支店等を有する者。以下、同じ。）のみ提出	(1) 申請日時点の専任技術者が記載された建設業の許可申請書類「専任技術者証明書（新規・変更）又は専任技術者証明書（更新）」の写しを提出してください。 (2) 契約権を営業所等に委任している場合は、委任先の分も提出してください。
7	総合評定値通知書及び経営規模等評価結果通知書の写し	審査基準日が最新のものを出してください。 雇用保険、健康保険、厚生年金保険について、いずれも「無」に該当しないことを確認してください。
8	納税証明書等 ※電子納税証明書（e-Tax）による提出も可（CD等の電子媒体にデータを保存のうえ提出してください。）	令和5年11月1日以降に発行したものを提出してください。※いずれも写し可 (1) 国税の未納がないことを証する書面 ・個人の場合：その3の2様式（所得税及び消費税） ・法人の場合：その3の3様式（法人税及び消費税） (2) 五島市税の滞納がないことを証する書面 ※市内業者のみ提出
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	※写し可

10	労働保険料等の納入証明書又は領収書	※写し可
11	工事経歴書（様式5）	経営事項審査提出時の工事経歴書の写し又はこれに類するもので可
12	(1) 法人の場合 商業登記簿謄本 （履歴事項全部証明書） (2) 個人の場合 事業主の身分証明書	令和5年11月1日以降に発行したもので、現状と相違ないものを提出してください。 ※いずれも写し可
13	暴力団等排除に関する誓約書 （別紙様式2、別紙様式2（別紙））	役員等名簿に記載する者は、次のとおり記入してください。 (1) 法人の場合： ・代表者を含む役員全員（登記簿に載っている者で <u>監査役等も含む</u> ） ・支店、出張所、営業所等に権限を委任する場合は委任先の代表者 (2) 個人の場合：代表者
14	希望工種調書（様式6） ※市内業者のみ提出	入札参加を希望する工種を記載してください。ただし、希望業種は、経営事項審査を受け、かつ、当該営業所で許可を受けている業種に限ります。
15	技術者名簿（様式7） ※市内業者のみ提出	五島市外に本店又は支店等を有する場合は、五島市内で雇用する技術者と、その他の営業所等で雇用する技術者が区別できるよう作成してください。
16	有資格技術職員内訳（様式8） ※市内業者のみ提出	上記5で記載した技術者数について、会社全体のものと、契約権を営業所等に委任している者は、委任先の分をそれぞれ記載してください。
17	I S O 認証範囲に係る工事種類調べ （様式9） ※市内業者のみ提出	I S O 認証取得に関する登録証の写しを添付してください。
18	入札保証金免除申請書（様式10） ※市内業者のみ提出	過去2か年度の実績を証明するもの（契約書、完成確認書、竣工時工事カルテのいずれかの写し）を添付してください。
19	系列会社に関する届出書（建設工事） （様式11） ※市内業者のみ提出	建設工事及び測量・建設コンサルタントの系列会社について記載してください。 <u>該当しない場合も必ず提出してください。</u>

※ 6、8の(2)及び14～19の書類については、市内業者（五島市内に本社、支店等を有する方）のみ提出してください。

※ 市様式に記載された項目を満たす場合に限り、任意様式による提出を認めることとします。